不適切な資産管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 地方独立行政法人  大阪府立病院機構 | 固定資産の除却処理については、各センターにおいて、各部署の資産管理担当者から施設保全担当部署に不用品調書が提出され、施設保全担当部署において決裁後、本部へ処分報告が送付されることになっている。  今回、固定資産の現物確認を行った結果及び各センターで行っている固定資産実査の結果を閲覧した結果、下記のような事例が検出された。  １　固定資産の除却処理漏れについて  高額な器械備品の一部（計59件）について現物実査を行ったところ、設備更新済みであるにもかかわらず旧資産の除却処理が漏れている器械備品が４件あった。    ２　固定資産実査の実査結果未反映について  母子保健総合医療センターの平成24年度固定資産実査結果において、現物の有無「無」と報告されているが、固定資産台帳の除却処理がなされていないものがあった。これらは本部における固定資産実査のモニタリング時にも現物がないことが確認されていた。  母子保健総合医療センターの実査又は本部モニタリングにおいて現物「無」が確認されていたもの…15点、取得価額計11,152千円、帳簿価額計718千円  ３　実査計画について  平成25年度より実施される実査計画の状況を確認したところ、機構としての細則を１周期の上限を３年とする循環型棚卸を採用することが出来るとされており、３病院（急性期・総合医療センター、成人病センター、母子保健総合医療センター）において、器械備品を取得価額の金額帯で分け、３年で一巡する計画が立てられていた。 | 除却処理漏れは、いずれも各部署の資産管理担当者の申請漏れを要因として発生したものであるが、各部署の所属長、施設保全担当部署及び本部のチェックが不十分であったことも除却処理漏れが発生した要因である。  固定資産（リース機器含む）の更新の際に旧資産を除却する場合の事務処理手続について、各部署から除却の報告が確実に行われるとともに、各部署の所属長のみならず施設保全担当部署において除却すべき資産がないかの確認を行い、除却の報告漏れが起こらないような仕組みに変更されたい。  実査結果の台帳未反映の要因は、除却処理漏れと同様に、各部署の資産管理担当者の除却申請漏れを要因として発生したものであるが、実査結果報告を受けたにもかかわらず、各部署の所属長、施設保全担当部署において除却処理の報告漏れが発見できない状況も問題である。  固定資産実査の事務処理手続について、実査結果を正しく会計処理に反映させることができる仕組みに変更されたい。  固定資産の除却処理漏れ及び実査結果未反映が発生している状況において、金額基準で数年に分けて実査を行う循環型棚卸では、固定資産台帳に登録されたものについては確認がなされるが、未登録であるものについて確認がなされないことが懸念される。例えば、ロケーション別の実査を取り入れる、実査済のものには実査済シールを貼付し一巡後消し込むなど、台帳未登録の資産についても確実に確認がなされる方法を採用されたい。 | 固定資産の除却漏れが起こらないよう、固定資産更新時に行う資産登録の様式に、平成26年度から新たに「既存資産の廃棄の有無」欄を設けた。  資産が未登録とならないよう、法人化以後に取得した資産については、支払い時に登録を行うシステムを採用している。また未登録がないことを確認するため、平成28年度からロケーション別モニタリング実査を取り入れた。 |